

平成25年7月31日

有限会社 C o o & R I K U

代表取締役 大久保 延子 殿

代理人 弁護士 [REDACTED] 殿

公益社団法人 全国消費生活相談協議会

理事長 吉川 優子



## ご連絡

貴社より平成25年6月4日付け「ご連絡」にてご回答をいただき、ありがとうございました。

有限会社C o o & R I K U (以下「事業者」といいます。) のペット売買契約書について、貴社からの平成25年6月4日付「ご連絡」(以下「ご連絡」という。)について、次のとおり、本協会の意見をお送りいたします。

つきましては、平成25年8月31日までに、本ご連絡に対するご回答を書面にて本協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、貴社からのお回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

### 1 瑕疵担保責任に関する免責条項の削除

#### (1) 免責条項の削除の趣旨について

「ご連絡」では、従前の売買契約書にあった瑕疵担保責任に関する免責条項を削除する旨、ご連絡いただきました。

同条項が削除されたことにより、今後、事業者の売買契約においては、買主は事業者に対して、民法570条に基づく瑕疵担保責任として、契約の解除、及び、損害賠償請求を行うことができるものと考えられます（もっとも、治療費については損害賠償の対象から除外するとされており、この点については、次項に述べます。）。

「ご連絡」でご回答いただいた趣旨として、上記のとおりで間違いないか、念のためご確認をお願いします。

#### (2) 瑕疵担保責任の明記について

上記のとおり、買主が事業者に対して、民法の瑕疵担保責任の定めに基づいて、契約の解除、及び、損害賠償請求を行うことができることで間違いないのであれば、その内容がペット売買契約書の条項として明記されることが望ましいと考えます。なぜなら、一般の消費者は、記載がないと請求できないものと考えて、事実上、貴社に対し瑕疵担保責任に基づく契約の解除及び損害賠償請求をしないので、単に瑕疵担保の責めを負わないという条項の削除だけでは不十分だからです。

そこで、本協会と致しましては、上記の条項をペット売買契約書の1条項として明記することを要望します。

### (3) 免責条項削除の周知について

免責条項の削除により、事業者の売買契約における責任内容は、従前の契約書に比して大きく変更されましたので、事業者の店舗や販売現場において、上記の趣旨が徹底されることが必要と考えます。

そこで、売買契約書の条項の変更の趣旨、特に、事業者の売買契約において、買主が民法の瑕疵担保責任の定めに基づいて、契約の解除や損害賠償請求を行うことができるようになったことについて、社内の通知、研修、さまざま媒体への明記等により、周知を図られますよう要望いたします。

## 2 ペット売買契約書（案）における内容の理解について

### (1)

瑕疵担保責任の免責条項削除後の、ペット売買契約書（案）における事業者の責任の内容について、改めて整理をさせていただくと次のような内容になるものと考えられます。

ご提示のペット売買契約書（案）の理解として、以下の内容で間違いないか、ご確認をお願いします。（なお、その内容に関する問題点は、次項に述べるとおりです。）

- ① 買主は事業者に対して、瑕疵担保責任に基づいて、契約の解除、及び、損害賠償請求を行うことができる（但し、治療費については、請求できない。）。
- ② 第5条（先天性疾患保障）の要件を満たすときには、買主は、①に加えて、生体価格が同程度の代犬猫の提供を受けることができる。

この場合、買主は、当初購入した犬猫を事業者に返還して、「代犬猫」の提供を受ける。なお、代替ペットのワクチン代等は、事業者が負担する（第8条の反対解釈）。

また、「代犬猫」の提供を受けるとともに、（治療費以外の）損害賠償請求を行うことができる。

- ③ （第5条の先天性疾患以外の事由により）第8条（死亡保障制度）の要件を満たすときは、買主は、①に加えて、販売生体価格の50%を支払って代替ペットの引き渡しを受けることができる。この場合、代替ペットのワクチン代や生体価格が当該ペットの価格を上回る場合の差額は、買主が負担する。

この場合、買主は、当初購入した犬猫を事業者に返還して、「代替ペット」の引き渡しを受ける。

また、「代替ペット」の引き渡しを受けるとともに、(治療費以外の) 損害賠償請求を行うことができる。

## (2) ペット契約書案に関する疑問

ご提示のペット契約書案は、上記のように解することができますが、詳細については、疑問があります。

例えば、③について、買主は、もとの売買契約を解除すると代金相当額についての返還請求権をもちますが、第8条により販売生体価格の50%を支払って代替ペットの引き渡しを受けることができるということは、買主は、差引50%相当額の返金を受けて、「代替ペット」の提供を受けることができることになるのでしょうか。

この点も含め、ご提示のペット売買契約書案における事業者の責任に関しては、買主がどのような場合にどのような請求を行うことができるのか、具体的に明らかにしていただく必要があろうかと存じます。(とりわけ、瑕疵担保責任による解除と、第5条、第8条の定めは、なお明確化が必要と考えられます。)

上記の点も含めて、買主は、事業者に対していかなる請求ができるのかを、さらに明確にしていただきたく存じます。

## 3 第6条（治療費）について

### (1)

今回のペット契約書案においても、事業者は、瑕疵担保責任による損害賠償責任に関して、治療費相当額の損害賠償責任は負わないとの立場をとっておられるようです。

しかし、この点については、なお以下の問題がありますところ、ぜひ、再度のご検討をされたく申し入れます。

### (2) 第6条は瑕疵担保責任の重要な部分を免責する

第6条（治療費）の規定は、売買されたペットに隠れた瑕疵がある場合でも、治療費については、事業者において負担しない、損害賠償責任も負わないという趣旨を含むものとされているようです。

しかしながら、購入ペットに障害や病気がある場合、治療費が多額にのぼることは頻繁に起こりうることであり、治療費が購入価格を超えるような場合も少なくありません。ペットの売買をめぐる消費者紛争において、治療費の負担についての紛争は、相当程度件数の多いトラブルです。

ペットを購入した買主において、購入した段階すでに障害や病気があった場合に、売主に治療費を負担してほしいと考えるのは当然の要求であり、民法上も、本来瑕疵担保責

任の規定により買主は売主に対して損害賠償請求ができるものです。

しかしながら、今回ご提示のペット売買契約書案第6条は、治療費について、瑕疵担保責任による場合も含めて、事業者が一切責任を負わないことを定めているものであるとすれば、当該条項は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任について、その重要な部分を免責するものと言わざるを得ません。特に、契約の解除をしないで（当該ペットを飼い続けることにして）、損害賠償の請求だけを求める消費者にとりましては、治療費の請求が一切できないとなると、貴社に請求できる損害はほぼ皆無となるのではないかでしょうか。

### （3）先天性疾患保障・死亡保障制度について

事業者は、先天性疾患保障（第5条）や死亡保障制度（第8条）により、買主の保護を充実させているといいます。

しかしながら、買主は、瑕疵担保責任の規定に基づいて、売買契約を解除して代金の返金を受けたうえで、新たに生体価格が同程度の犬猫を購入することもできることに鑑みれば、先天性疾患保障（第5条）は、実質的には、特段の権利を買主に与えたものとは考えられません。

また、死亡保障制度（第8条）については、（同条の具体的な内容にもよりますが）少なくとも同条により保障を受けることができる要件が、引渡し後2週間以内の死亡と、かなり限定されています。さらに、事業者が別に設けている「Cooちゃん生命保障契約書」では「全てのお客さまに生命保障にご加入いただいております」とされており、同制度とあわせ鑑みれば、死亡保障制度（第8条）が実際に機能する場面はどのように考えればよいのでしょうか。死亡保障制度（第8条）を買主が利用できる場合はかなり限定的と言わざるを得ません。

したがって、事業者が買主の保護の制度として主張する先天性疾患保障や死亡保障制度は、必ずしも買主の保護としての実質的意義を有するとは考えられません。特に、前記のとおり、治療費の賠償が買主にとって重要な権利であることに鑑みると、治療費についての免責という買主の重大な不利益に比して、先天性疾患保障や死亡保障制度はこれを埋め合わせるに到底足りないというべきです。

### （4）小括

したがいまして、第6条（治療費）の規定において、瑕疵担保責任における治療費の賠償を一切認めない点は、なお、消費者の利益を一方的に害するとの評価を免れないものと考えられます（消費者契約法10条参照）。

よって、第6条の規定については、今一度再考されるよう求めますので、ご検討・ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 4 「Cooちゃん生命保障契約」について

事業者においては、関東財務局の指導に従って制度内容を改定したとご回答いただいていますが、本協会と致しましては、保険業法との関係の他、上記制度については問題があると考えているところです。

問題点については、これまでの申入書にも記載させていただいておりますが、独自の生命保障制度に加入することを前提に生体価格を低価格に設定していることは、生命保障代金という名目の隠れた売買代金を徴収しているとの指摘もありうるところであり、消費者にとって非常に分かりにくい、誤解を招く制度であることが懸念されます。

また、貴社が瑕疵担保責任等の責任を負うような場合を含めて、上記制度で処理されるとすれば、買主の費用負担のもとに上記の場合の処理が図られることになり、取引の公正という観点からも疑問です。

「C o o ちゃん生命保障契約」につきましては、改めて制度の見直しをされるよう、重ねて要望いたしますので、この点も含めご検討ください。

以上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03-5614-0543 FAX : 03-5614-0743